

報告第 28 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 10 月 16 日提出

宇治市長 松 村 淳 子

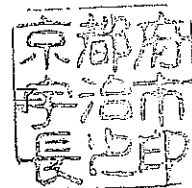
専 決 処 分 書

専決第10号

工事請負の変更契約を締結するについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年7月8日

宇治市長 松 村 淳



工事請負の変更契約の締結について

市は、宇治市植物公園空調設備改修工事にかかる請負の変更契約を、次のとおり締結する。

- 1 契 約 の 目 的 宇治市植物公園空調設備改修工事
- 2 元 契 約 金 額 209,330,000円
- 3 今回変更契約金額 10,830,600円 増額
- 4 変更後の契約金額 220,160,600円
- 5 契 約 の 相 手 方 宇治市広野町小根尾4番地の2  
株式会社アイル機電  
代表取締役 橋元 博一
- 6 工 事 場 所 宇治市広野町八軒屋谷25番地の1

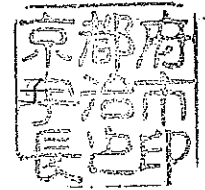
専 決 処 分 書

専決第11号

損害賠償の額を決定するについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年7月22日

宇治市長 松 村 淳



損害賠償額の決定について

市は、自動車破損事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 55,528円

2 損害賠償の相手方 住所

氏名

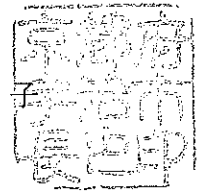
専 決 処 分 書

専決第12号

損害賠償の額を決定するについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年8月20日

宇治市長 松 村 淳



損害賠償額の決定について

市は、自動車破損事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 289,311円

2 損害賠償の相手方 住所

[Redacted address information]

氏名

[Redacted name information]



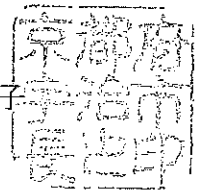
専 決 処 分 書

専決第13号

損害賠償の額を決定するについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年8月27日

宇治市長 松 村 淳 子



損害賠償額の決定について

市は、救急活動中の事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額 22,000円

2 損害賠償の相手方 住所

[Redacted address line 1]

[Redacted address line 2]

氏名

[Redacted name line 1]

[Redacted name line 2]